

# おかけりの患者さんへ

当院は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、「外来腫瘍化学療法診療料Ⅰ」の届出を行っております。

・専任の医師、看護師、または薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、「外来腫瘍化学療法診療料」を算定している患者さんから電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制が整備されています。

・急変時等の緊急時に「外来腫瘍化学療法診療料」を算定している患者さんが入院できる体制の確保を行っています。

・実施される化学療法のレジメン（医療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。

横浜市立大学附属病院